

Press Release

平成24年3月28日 社会·援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室長 佐々木(内線2846) 課長補佐 久 野(内線2870)

(電話) 03(5253)1111 (夜間直通) 03(3595)2616

第 24 回介護福祉士国家試験に EPA 介護福祉士候補者 3 6 名が 合格しました

~EPA 介護福祉士候補者が初めて受験~

EPA(経済連携協定)介護福祉士候補者が、今年度の第24回介護福祉士 国家試験より初めて受験しました。

第24回介護福祉士国家試験での経済連携協定に基づく外国人介護福祉士 候補者のうち、36名が第24回介護福祉士国家試験に合格しましたので、お 知らせいたします。

1. EPA 候補者の合格状況

【全体】

受験者数(人)	9 5
合格者数	3 6
合格率(%)	37. 9

【内訳】

※EPA 候補者	イ	インドネシア			フィリピン		
内訳	受験者数(人)	合格者数 (人)	合格率 (%)	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率 (%)	
平成 20 年度入国	94	35	37. 2	_	_	_	
平成 21 年度入国	_	_	_	1	1	100.0	

(参考) EPA 介護福祉士候補者受験者数 計95名

- ・インドネシア平成20年度入国者 94名
- ・フィリピン平成21年度入国者 1名
- (注) フィリピンの1名は EPA による来日前に国内の就業期間があり、3年間の実務経験 を満たしている者

2. 国家試験合格者

EPA候補者で合格された方の氏名は、以下のとおりです。(候補者の方の 同意を得て公表しております。)

インドネシア人介護福祉士候補者(平成20年8月入国)

合格者氏名	受入れ施設名	都道府県名
アナ グストリアニ	特別養護老人ホーム 正寿園	広島県
アハマド リヤント	特別養護老人ホーム 桑の実園	兵庫県
アブドゥラー ユマルディン	特別養護老人ホーム 御殿山カーム	大阪府
アリフ バスミン	特別養護老人ホーム 緑風荘	徳島県
イアン ルディアナ	吉備高原総合福祉センター 介護老人保健施設 つつじ苑	岡山県
ウェルヤナ オクタフィア	特別養護老人ホーム 緑の郷	神奈川県
エマ ユリアナ	特別養護老人ホーム さわやか苑	神奈川県
サエプディン サリプディン	東京都板橋ナーシングホーム	東京都
サエラン アスリ・フジアンティ	特別養護老人ホーム サンライフ彦坂	岐阜県
シャー ムシャル	特別養護老人ホーム よなご幸朋苑	鳥取県
スルハン ハナニ	老人保健施設 ももたろうリハビリセンター	岡山県
ソンティ サルティカ フタジュルー	特別養護老人ホーム えびな南高齢者施設	神奈川県
ダンタ	特別養護老人ホーム 新鶴見ホーム	神奈川県
チェチェップ サリフ サフルディン	特別養護老人ホーム 天寿荘	佐賀県
チトラ ファレンティーン	特別養護老人ホーム さわやか苑	神奈川県
ティアス パルピ	特別養護老人ホーム 緑の郷	神奈川県
ディア エコ ユニアルティ	介護老人保健施設 ケアホーム すばる	兵庫県
デヴィド アンディカ アグスティア	介護老人保健施設 めぐみ	大阪府
ドゥウィ アグスティンニングルム	特別養護老人ホーム みちのく荘	青森県
フィトリ ワハユニングシー	特別養護老人ホーム 水明荘	徳島県
ヘンリー メタファ ディラ	特別養護老人ホーム 天寿荘	佐賀県
ポピ アルフィアトゥロフマー	特別養護老人ホーム 光風園	山梨県
ムハマド ウィルダン	特別養護老人ホーム 桑の実園	兵庫県
メイダ ハンダジャニ	特別養護老人ホーム ケアポート板橋	東京都
モハッマド シャフィウディン	介護老人保健施設 さくら大樹	愛知県
モリナ メリナ ロス タンブナン	介護老人保健施設 アルカディア	東京都
ヤニ オクタフィアニ	特別養護老人ホーム 水明荘	徳島県
ユリウス イェサヤ アンパン	特別養護老人ホーム うえだ敬老園	長野県
ラゼス メジントロ	介護老人保健施設 カトレアンホーム	千葉県
ラトナニングシー	特別養護老人ホーム スバル台	三重県
ルシー アメリヤ	特別養護老人ホーム きやま	香川県
レスタリ ラハイユ	特別養護老人ホーム 新川ヴィーラ	富山県
ロスファ ダマヤンティ	特別養護老人ホーム みちのく荘	青森県
ロフマン	特別養護老人ホーム うえだ敬老園	長野県
ワヒューディン	介護老人保健施設 ジャンボ緑風会	徳島県

フィリピン人介護福祉士候補者(平成21年5月入国)

マリシェル オルカ 特	別養護老人ホーム ポプラ	大阪府
-------------	--------------	-----

- 3. EPA 候補者に講じてきた施策と今後の対応
- (1) 受け入れ支援・学習支援

厚生労働省では、意欲や能力のある候補者が一人でも多く合格できるよう

- ① 訪日後、6か月の日本語研修の間に一週間程度の介護導入研修
- ② 過去の国家試験問題を翻訳(英語・インドネシア語)し、提供等
- ③ 受入れ施設が行う候補者の日本語学習や介護分野の専門学習費用の補助(候補者1人当たり年間23.5万円)
- ④ 日本語や介護分野の専門知識と技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合 研修の実施や通信添削指導 等

を行っています。(参考資料1参照)

- (2) 既に講じている試験実施上の配慮
 - ① 試験の事前説明の丁寧な対応のため、試験地を各都道府県1会場で一般 受験者と別室にて受験
 - ② 難しい漢字にはふりがな、英字略語には正式名称と日本語訳をつけ、疾病名には英語を併記するなど、試験問題中で使用される難しい用語を一部見直し、分かりやすい表現に改善(参考資料2参照)
 - (3) 今後の対応
 - ① ア 引き続き、候補者の国家試験合格に向けて学習支援事業を実施するとともに、
 - イ 試験に合格できず帰国した候補者に対しても、在外公館での模擬試 験、通信添削指導を実施
 - ② 国家試験についても、来年度から、
 - 試験時間の延長
 - 全ての漢字にふりがなを付ける
 - ・試験問題のわかりやすい日本語への改善等

を検討会において検討し、一層の改善を図ることにしています。

③ また、今年4月から受入指針告示を見直し、一定の条件の下で候補者を 職員等の配置基準の算定対象に含めて、候補者受入れの円滑化を図ること にしています。(参考資料3参照)

(別添)

- 参考資料 1 介護福祉士候補者受入れ支援施策の概要
- 参考資料2 介護福祉士国家試験問題における難しい用語の取扱い
- 参考資料3 EPA介護福祉士候補者に係る職員等の配置の基準の取扱いについて
- 参考資料 4 経済連携協定に基づくインドネシア人候補者の受入について
- 参考資料 5 経済連携協定に基づくフィリピン人候補者の受入について
- 参考資料 6 経済連携協定 (EPA) に基づく外国人看護師・介護福祉士受入関係 事業 (厚生労働省関係予算)
- 参考資料フ 経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等の現状

介 護 福 祉 士 国 家 試 験 受

介護福祉士候補者受入れ支援施策の概要

訪日前

日 本 語 研 修(訪 日 前

訪日後

介 日 本 護 語導 研 入 修 研) 訪 修 日 後 6 か 月 間

受入れ施設での就労・研修中

- 1.受入れ施設における学習経費の支援 候補者1人当たり年間235千円
 - (1)日本語講師や養成校教員等の受入れ
 - (2)日本語学校への通学
 - (3)模擬試験や介護技術講習会への参加

2.外国人介護福祉士候補者学習支援事業

- (1)日本語、介護分野の専門知識と技術、日本の 社会保障制度等を学ぶ集合研修
- (2)介護分野の専門知識に関する通信添削指導
- (3)介護福祉士の資格を取得できずに帰国した 候補者の母国での再チャレンジ支援 (模擬試験・通信添削指導の実施、学習相談 窓口の設置)

3. 国際厚生事業団による受入支援

- (1)巡回訪問指導
- (2)相談窓口の設置
- (3)日本語·漢字統一試験
- (4)受入施設担当者向けの説明会
- (5)過去の国家試験問題の翻訳(インドネシア語、英語) 版の提供

験

参考資料

介護福祉士国家試験問題における難しい用語の取扱い

介護福祉士国家試験における難しい用語の取扱いについて、候補者などに対して配慮するため、試験問題中で使用される難しい用語を一部見直し、分かりやすい表現にした。今回の試験では、全120問中、127カ所について改善を実施。

※EPA候補者の最初の受験(平成24年1月)の前年度より実施

見直しの概要

① <u>常用漢字以外の漢字については、原則としてふりがなを振る。</u>常用漢字であっても、読み方が紛らわしいなど、 個々に必要と判断されるものについては、ふりがなを振る。

例)石鹸 葛藤 甥

- ② 易しい用語に置き換えても現場が混乱しないと思われるものについては、置き換え、複合語の分解、平易に表現 する等の方法で見直しを行う。
- ③ 介護、福祉、医療などの学問上・法令上の専門用語は、原則として置き換えないが、難しい漢字にはふりがな、英字略語には正式名称と日本語訳をつけ、疾病名には英語を併記するなどの改善を図る。
 - 〇 常用漢字以外の漢字については、原則としてふりがなを振る。常用漢字であっても、読み方が紛らわしいなど、個々 に必要と判断されるものについては、ふりがなを振る。

M)咀嚼 嚥下 清拭 麻痺 虐待

- 英語の正式名称及び一般的に使用されている日本語訳を併記する。
 - 例)ADL→ADL(Activities of Daily Living;日常生活動作) ICF →ICF(International Classification of Functioning, Disability and Health;国際生活機能分類)
- 〇 疾病名への英語併記

例)認知症(dementia) 脳梗塞(cerebral infarction) 糖尿病(diabetes mellitus)

○ 外国人名への原語併記

例)マズロー(Maslow,A.H.) キューブラー・ロス(Kübler-Ross,E.)

- 現在、EPA介護福祉士候補者については、「受入指針告示」により、受入施設の要件の1つとして 「候補者を除いて法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと」とされており、この結果、職員等 の配置の基準の算定対象とされていない。
- この「受入指針告示」を改正し、候補者を職員等の配置の基準上の算定対象に一部含める。
- 1. 配置基準への算定の可否(※)
 - (1) <u>夜勤に係る加算及び昼間のユニット単位での配置基準等については、算入できること</u> にする。
 - (2) <u>候補者を除いて職員の基本の配置基準(例:特別養護老人ホーム・介護老人保健施設での職員:利用者=1:3の基準・夜勤の基本の配置基準)を満たす</u>ことは、引き続き 受入施設の要件とする。
- 2. 対象者

以下の①又は②を満たす候補者を、上記1(1)の算定対象とする。

- ① 受入施設での就労開始日から雇用契約が1年に達した者
- ② 日本語能力試験N2以上を保有している者
- (※) 考え方:研修施設としての質の確保の観点から、候補者以外で施設の人員最低基準を満たすことが必要。 一方で、候補者が施設との雇用関係に基づき勤務していることを評価し、夜勤加算基準等へ算入 できることにする。
- 今回の見直しの後、概ね半年を目途に、EPA介護福祉士候補者の受入施設における夜勤状況、 候補者のコミュニケーションの状況、受入意向等の実態を把握・分析した上で、必要に応じて見 直しを検討する。

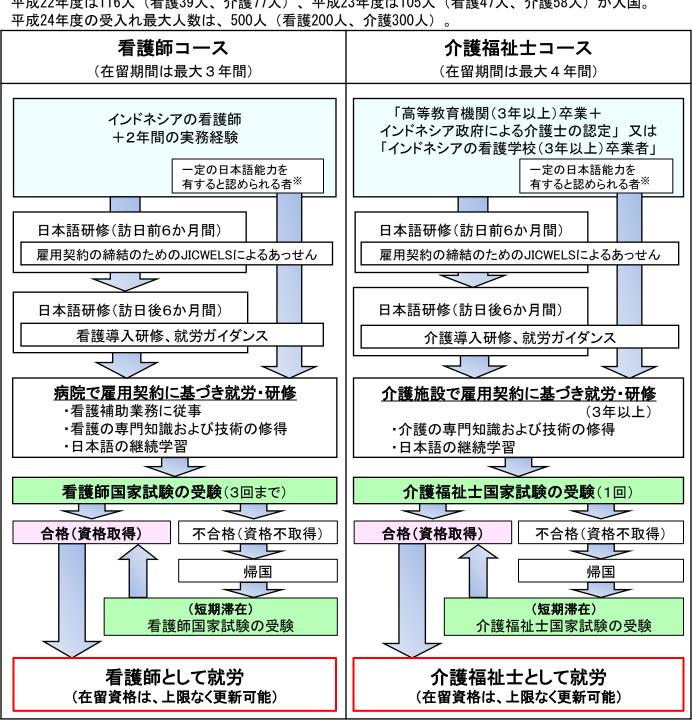
缈

趣旨•目的等

- ・日インドネシア経済連携協定(平成20年7月1日発効)に基づく看護師・介護福祉士候補者等の受入れは、原則として外国人の就労が認められていない分野において、経済活動の連携の強化の観点から、 二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。
- (看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、国内労働市場への影響を考慮して受入れ最大人数を設定。)
- ・候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団 (JICWELS) が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者にあっせんを依頼することはできない。

受入れ実績等

平成20年度は208人(看護104人、介護104人)、平成21年度は362人(看護173人、介護189人)、 平成22年度は116人(看護39人、介護77人)、平成23年度は105人(看護47人、介護58人)が入国。 平成24年度の受入れ最大人数は、500人(看護200人、介護300人)。



※ 日本語能力試験N2(旧2級)程度の日本語能力がある場合(累計7人(看護0人、介護7人)) (注)上記受入れの流れは、今後、相手国側との調整などにより、予定変更の可能性もあります。

経済連携協定に基づくフィリピン人候補者 受入れの流れ

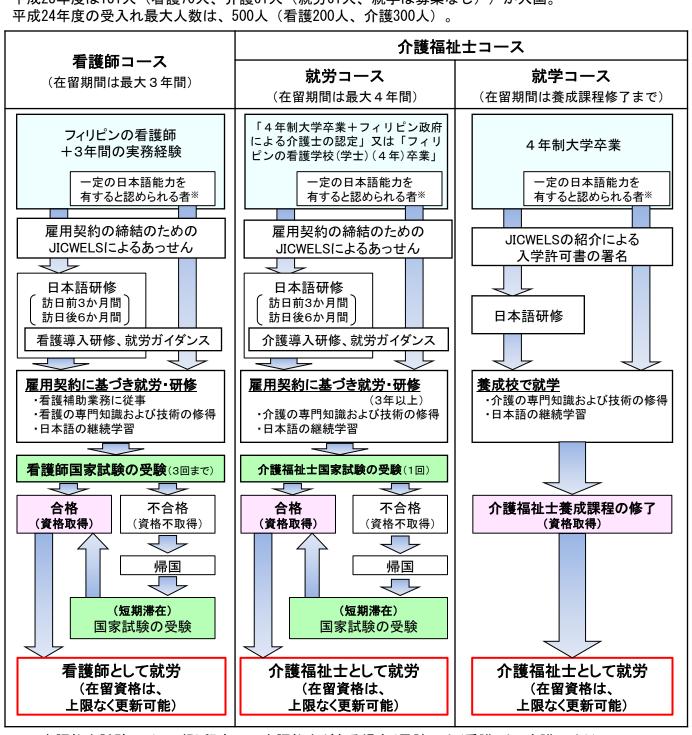
趣旨•目的等

- ・日フィリピン経済連携協定(平成20年12月11日発効)に基づく看護師・介護福祉士候補者等の受入れは、原則として外国人の就労が認められていない分野において、経済活動の連携の強化の観点から、 二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。
- (看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、国内労働市場への影響を考慮して受入れ最大人数を設定。)
- ・候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団 (JICWELS) が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者にあっせんを依頼することはできない。

受入れ実績等

平成21年度は310人(看護93人、介護217人(就労190人、就学27人))、

- 平成22年度は128人(看護46人、介護82人(就労72人、就学10人))、
- 平成23年度は131人(看護70人、介護61人(就労61人、就学は募集なし))が入国。



※ 日本語能力試験N2(旧2級)程度の日本語能力がある場合(累計13人(看護0人、介護13人)) (注)上記受入れの流れは、今後、相手国側との調整などにより、予定変更の可能性もあります。

経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師・介護福祉士受入関係事業

~ 厚生労働省関係予算 ~

平成24年度予算額(案)

378, 291 (400, 114) 千円

医療提供体制推進事業費補助金[250 億円]の内数

セーフティネット補助金[237億円]の内数

※()内は平成23年度予算額

1 看護・介護導入研修、巡回指導等

149,980(153,952)千円

- (1) 看護・介護導入研修等
 - 入国した看護師・介護福祉士候補者に対して、受入施設で就労する前の看 護・介護分野の基礎研修や就労ガイダンスを実施。
- (2) 受入施設巡回指導・相談窓口
 - 受入施設を巡回訪問し、看護師・介護福祉士候補者の就労・研修の状況を把握。必要な場合は雇用管理に関する指導や研修方法等の指導を実施。(看護専門家・介護専門家や日本語専門家が同行)
 - 看護師・介護福祉士候補者や受入施設からの相談・苦情対応
- (3) 国家試験問題の翻訳(インドネシア語・英語)
 - 過去の国家試験問題を翻訳し候補者へ提供
- (4) 受入施設研修担当者会議
 - 受入の好事例の発表

2 看護師候補者受入施設に対する研修支援

(1) 受入施設における研修指導に対する支援

医療提供体制推進事業費補助金[250億円]の内数

- 受入施設の研修支援体制の充実を図るため研修指導者経費、物件費等を支援 ※ 1 施設当たり年間 46 万 1 千円以内
- (2) 受入施設における日本語学習に対する支援

医療提供体制推進事業費補助金[250 億円]の内数

- 就労上必要な日本語能力の向上を図るため、日本語学校等への修学又は講師 の派遣による研修の実施等に係る経費を支援
 - ※ 候補者1人当たり年間11万7千円以内

(3) 国家試験受験に向けた日本語能力・看護専門知識に関する学習支援 102.348(116.894) 千円

- e ラーニング学習システムを活用し候補者個々の習得状況の確認や苦手分野 等の分析などの学習管理ができる環境を整備
- e ラーニング学習システムやテキストによる学習教材を提供し日々の継続的 な自己学習を支援
- 模擬試験による習得状況の把握や苦手分野等を補完する集合研修を定期的 に実施し、国家試験受験に向けた計画的な学習を支援
- e ラーニング学習システムを活用した専門家によるアドバイスや巡回訪問 による対面での学習指導を実施

3 介護福祉士候補者に対する学習支援

(1) 受入施設が行う候補者の学習に対する支援

セーフティネット補助金[237 億円]の内数

- 受入施設が行う候補者の日本語学習や介護分野の専門学習の費用を補助 (日本語講師や養成校教員等の受入施設への派遣、日本語学校への通学、 民間業者が実施する模擬試験への参加等の費用)
 - ※ 候補者1人当たり年間23万5千円以内

(2) 日本語および介護分野の専門知識等の習得に関する支援

120.560 (129.268) 千円

- 受入施設における候補者の継続的な学習を支援するため、
 - ・ 就労・研修に必要な日本語や介護福祉士として必要な専門知識と技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修
 - ・ 就労2年目及び3年目の候補者に対する介護分野の専門知識に関する通信 添削指導(定期的な小テスト)
 - ・ 介護福祉士の資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ 支援(模擬試験の実施等) 新規

を実施

4 ベトナムからの受入のための準備(新規)

5.403(0) 千円

○ 受入開始に向け、事務手続きを確立するため、ベトナムの送り出し調整 機関との協議を行う。

経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等の現状

参考資料7

平成24年3月1日現在 (単位:人)

					<u>(単位:人)</u>
			候補者		
イン	ノドネシア	入国者数	就労・研修中の人数 (※1)	雇用契約·就学終了·帰 国者数(※1, 2, 3, 4)	合格者
20年度	看護	104	27	62	15
20千茂	介護	104	92	12	_
21年度	看護	173	153	18	2
乙十段	介護	189	172	17	_
22年度	看護	39	35	4	0
22千茂	介護	77	74	3	_
23年度	看護	47	47	0	
と3千段	介護	58	58	0	_

		候補者			
フ	イリピン	入国者数	就労・研修中の人数 (※1,5)	雇用契約·就学終了·帰 国者数(※1, 2, 3, 4)	合格者
21年度	看護	93	60	31	2
乙十尺	介護(就労)	190	149	41	_
22年度	看護	46	42	4	0
22十段	介護(就労)	72	62	10	_
23年度	看護	70	69	1	_
23千茂	介護(就労)	61	61	0	_
21年度	介護(就学)	27	22	5	_
22年度	介護(就学)	10	10	0	_
23年度	介護(就学)	_	_		_

合計			候衤		
		入国者数	就労・研修中の人数 (※1,5)	雇用契約·就学終了·帰 国者数(※1, 2, 3, 4)	合格者
インドネ シア	看護	363	262	84	17
シア	介護	428	396	32	I
7 4116	看護	209	171	36	2
フィリピ	介護(就労)	323	272	51	-
	介護(就学)	37	32	5	-
インド	ネシア合計	791	658	116	17
フィリ	リピン合計	569	475	92	2
看	護合計	572	433	120	19
介護合	計(就学含む)	788	700	88	_
合計	(就学含む)	1360	1133	208	19
合計	(就学除く)	1323	1101	203	19

合格者	累計人数	就労中の人数(※7)	雇用契約·就学終了·帰 国者数(※1, 2, 3, 4)
看護師(※7)	19	18	1,

- ※1 国家試験合格前(就学コースにあっては国家資格取得前)の候補者の人数。
- ※2 雇用契約終了日(雇用契約終了日の前に本帰国した場合は帰国日(注:一時帰国し、在留期間が切れた場合は 在留期間満了日))を以て、雇用契約終了・帰国者数に計上している。
- ※3 一時帰国中の場合、雇用契約終了・帰国者数には含めていない(引き続き就労・研修中(就学コースにあっては 就学中、資格取得者にあっては就労中)とみなしている)。
- ※4 雇用契約終了報告書が雇用契約終了後に提出されることや、雇用契約終了報告書に記載された雇用契約終了 の予定の変更があり得るため、人数は今後増減があり得る。
- ※5「介護(就学)」については就学中の候補者の人数。
- ※6 免許の交付時点ではなく、合否結果の発表時点を以て計上している。
- ※7 特定活動(EPA)の在留資格により看護師として就労中の人数。

インドネシア第1陣介護福祉士候補者の滞在期間延長の条件について

<u>滞在期間の延長を認めるに当たっての条件</u>(平成20年入国インドネシア看護師候補者第1陣の例)

EPAに基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について (平成23年3月11日閣議決定より)

次のいずれにも該当する場合に限り、所要の手続き及び審査を経て、就労研修しながら協定に基づく滞在期間中の最後の国家試験の次年度の国家試験合格を目指すこと等を可能とするため、 追加的に1年間の滞在を認めることができるものとする。

- ア. 追加的な滞在期間における就労・研修は、協定に基づく受入れ機関との雇用契約に基づいて行われること。
- イ. 候補者本人から平成23年度の国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること。
- ウ. 受入れ機関により、平成23年度の国家試験合格を目指すため、候補者の特性に 応じた研修改善計画が組織的に作成されていること。
- エ. 受入れ機関により、平成23年度の国家試験合格に向けた受入れ体制を確保するとともに、上記計画に基づき適切な研修を実施するとの意思が表明されていること。
- オ. 平成22年度の国家試験の得点が一定の水準以上の者であること。

平成20年度又は平成21年度入国に入国したインドネシア人、フィリピン人介護福祉士候補者に対しても、上記と同様の条件の下に追加的に1年間の滞在期間延長を認めることとしている。

介護福祉士国家試験の得点基準について

【第24回介護福祉士国家試験(筆記)合格基準】【延長条件となる国家試験の得点基準】

合格基準

75点以上/120点

得点基準 合格基準点の5割以上の得点 38点

【延長条件となる介護福祉士国家試験の得点基準によるEPA候補者の状況】

	インドネシア第1陣 (平成20年度入国)
国家試験受験者	94人
合格者	35人
不合格	59人
延長基準以上	47人
(合格者+延長基準以上)/受験者数	87.2%

※上記の他、平成21年度入国のフィリピン人1名が受験し、合格

インドネシア人・フィリピン人介護福祉士候補者への包括的支援策

日本語研修の充実

引き続き日本語研修を実施

訪日後に、6か月間の日本語研修を実施。

追加的に訪日前研修を実施

訪日前に、2010年から3か月間の日本語研修を開始。インドネシアでは2011年に6か月間に拡充。

なお、昨年7月に訪日した候補者は3か月間の訪日前日本語研修を受け、日本語能力検定試験N3相 当達成者が増加(2010年訪日候補者:1-2割→2011年訪日候補者5割程度)。

滞在期間を延長した候補者に対する支援

引き続き以下の学習支援事業を実施

- 〇日本語や介護分野の専門知識と技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修
- 〇介護分野の専門知識に関する通信添削指導(定期的な小テスト)
- ○模擬試験(年4回)
- 〇日本語学習専門家による個別学習相談・指導

併せて学習経費の支援も継続

〇受入れ施設における候補者の日本語学習や介護分野の専門学習の費用を補助 (候補者1人当たり23.5万円)

帰国した者に対する支援

インドネシアに帰国する候補者に対して、日本滞在中に以下の取組を実施

〇模擬試験

- 〇通信添削指導
- ○学習相談窓口の設置

帰国後も以下の取組を実施

- ○在外公館での模擬試験
- ○通信添削指導、学習相談窓口の継続
- 〇在外公館で日系企業への就職説明会
 - ※候補者は、帰国後も短期滞在で介護福祉士国家試験を受験することができ、合格すれば日本での就労・滞在が 可能。

我が国看護・介護への理解促進の取組

中期的な看護・介護分野の能力強化

JICAが、インドネシアにおいて、看護実践能力強化プロジェクトを本年5月を目途に立ち上げ、5大学 (注)を対象に、日本の看護・介護等への理解を深めるための教育協力を開始予定。

(注)インドネシア大学, ハサヌディン大学, パジャジャラン大学, アイルランガ大学, 北スマトラ大学。

(参考)介護福祉士国家試験の見直し等

これまでの介護福祉士国家試験で以下の取組を実施済み

- ○難解な用語の平易な用語への置き換え ○主語・述語・目的語の明示
- ○難解な漢字へのふりがなの付記 ○疾病名への英語の併記
- ○国際的に認定されている略語等の併記 ○外国人名への原語の併記

来年度より、候補者に配慮して、

- ○試験時間の延長
- ○全ての漢字にふりがなを付けるといった対応を図るとともに、
- ○試験問題のわかりやすい日本語への改善等を検討する検討会を開催
 - ※次回の国家試験に反映させるよう、6月~7月目処で検討結果をまとめる予定

インドネシア人第1陣介護福祉士候補者の 滞在期間の延長に関する手続・スケジュール(予定)

3月30日(金) 厚生労働省告示

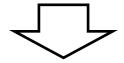
介護研修計画書の
評価・改善の検討

・ (4月上旬) 介護研修改善計
画書の作成

4月中旬頃

(郵送等の場合は 消印等の日付)ま でに厚生労働省社 会・援護局福祉基 盤課へ提出 受入れ機関から厚生労働省へ確認依頼

- ①確認依頼書
- ②介護研修改善計画書
 - ※研修改善計画に基づいて精励する旨の候補者の署名、研修改善計画に基づいて適切な研修を実施する旨等の受入れ機関代表者の署名も行うこと
- ③「第24回介護福祉士国家試験筆記試験の得点について」(写)



4月下旬頃まで

厚生労働省から受入れ機関へ確認結果を通知



4月下旬~5月上旬頃

法務省地方入国管理局へ在留資格の申請

経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・ 介護福祉士候補者の平成23年度国家試験の結果を受けた 追加的な滞在期間の延長について

平成24年3月28日 人の移動に関する検討グループ

「経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」(平成23年3月11日閣議決定)に基づき、経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の平成23年度国家試験結果を受けた追加的な滞在期間の延長について、以下の措置を取ることとする。

- 1. 平成21年度に入国したインドネシア人看護師候補者第2陣(注:各国との受入開始初年度に入国した候補者を「第1陣」、次年度に入国した候補者を「第2陣」という。)及びフィリピン人看護師候補者第1陣に対しては、上記閣議決定3.(1)と同様の条件とし、同閣議決定3.(1)オに相当する条件に関しては平成23年度看護師国家試験の合格基準点*の5割に当たる99点以上の点数を取得した者につき、追加的に1年間の滞在期間の延長を認めることとする。
 - * 必修問題の合格基準となる点並びに一般問題及び状況設定問題の合格基準となる点の合計点
- 2. 平成20年度に入国したインドネシア人介護福祉士候補者第1陣に対しては、 上記閣議決定3.(1)と同様の条件とし、同閣議決定3.(1)オに相当する 条件に関しては平成23年度介護福祉士国家試験(筆記)の合格基準点の5割 にあたる38点以上の点数を取得した者につき、追加的に1年間の滞在期間の 延長を認めることとする。
- 3. なお、来年度(平成24年度)介護福祉士国家試験を受験するインドネシア人 介護福祉士候補者第2陣及びフィリピン人介護福祉士候補者第1陣について も、基本的には、今年度同様に、平成24年度介護福祉士国家試験(筆記)の 合格基準点の5割以上の点数を取得した者につき、追加的に1年間の滞在延長 を認めることとする。

(以上)